

消費税率引き上げに伴う「使用料」の改定について 徳島県立総合教育センター

1 規則改正の理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。

2 規則の改定方針

今回の「使用料」の改定においては、「課税項目」について特定項目の単価の据え置きを行わず、一律に単価の引き上げを行う。

3 具体的な改定方法

現行単価×108/105（10円未満切り捨て）を基本とする。

例	〔	200円 × 108 / 105 = 205.7 → <u>200円</u>	〕
		260円 × 108 / 105 = 267.4 → <u>260円</u>	
		470円 × 108 / 105 = 483.4 → <u>480円</u>	

4 改定を行う規則

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則

（改正内容：徳島県立総合教育センターの大型映像装置等の使用料の額の改正）

5 施行期日

平成26年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立総合教育センター使用料徴収規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 総合教育センター</p>
	<p>担当者名 清田哲也</p>
	<p>電話番号 六七二一五〇〇〇</p>
<p>制定理由 消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 用具の使用料の額を改めることとした。 二 この規則は、平成二十六年四月一日から施行することとした。 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号) 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年徳島県条例第号)</p>	
<p>法規審議委員会 要 否 <input checked="" type="checkbox"/></p>	

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則の一部を改正する規則

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則（平成十六年徳島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「二二、四一〇円」を「二二、七六〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「三、七七〇円」を「三、八七〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、六八〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二三〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四〇〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に利用の許可を受けている用具の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。

改正案

現行

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

区分	単位(午前、午後又は夜間)	金額
大型映像装置	一式	12,760円
ビデオプロジェクタ	一台	4,520円
移動式ビデオプロジェクタ	一台	3,870円
プレーヤー(映像)	一式	1,940円
プレーヤー(音響)	一式	670円
書画カメラ	一台	1,470円
舞台撮影用カメラ	一台	6,680円
スポットライト	一式	11,360円
ポーターライト	一式	11,130円
サスペンションライト	一式	1,180円
マイク	一本	730円
ワイヤレスマイク	一本	1,400円
演台	一台	680円
司会者台	一台	480円
花台	一台	260円
電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット(二キロワット未満の端数は、一キロワットとする)	100円

区分	単位(午前、午後又は夜間)	金額
大型映像装置	一式	12,410円
ビデオプロジェクタ	一台	4,400円
移動式ビデオプロジェクタ	一台	3,740円
プレーヤー(映像)	一式	1,850円
プレーヤー(音響)	一式	660円
書画カメラ	一台	1,430円
舞台撮影用カメラ	一台	6,500円
スポットライト	一式	11,300円
ポーターライト	一式	11,140円
サスペンションライト	一式	1,150円
マイク	一本	710円
ワイヤレスマイク	一本	1,340円
演台	一台	640円
司会者台	一台	440円
花台	一台	260円
電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット(二キロワット未満の端数は、一キロワットとする)	100円